

地域生活支援拠点機能「緊急時の受け入れ・対応」について

1. 令和元年度 第1回計画推進部会における委員の意見

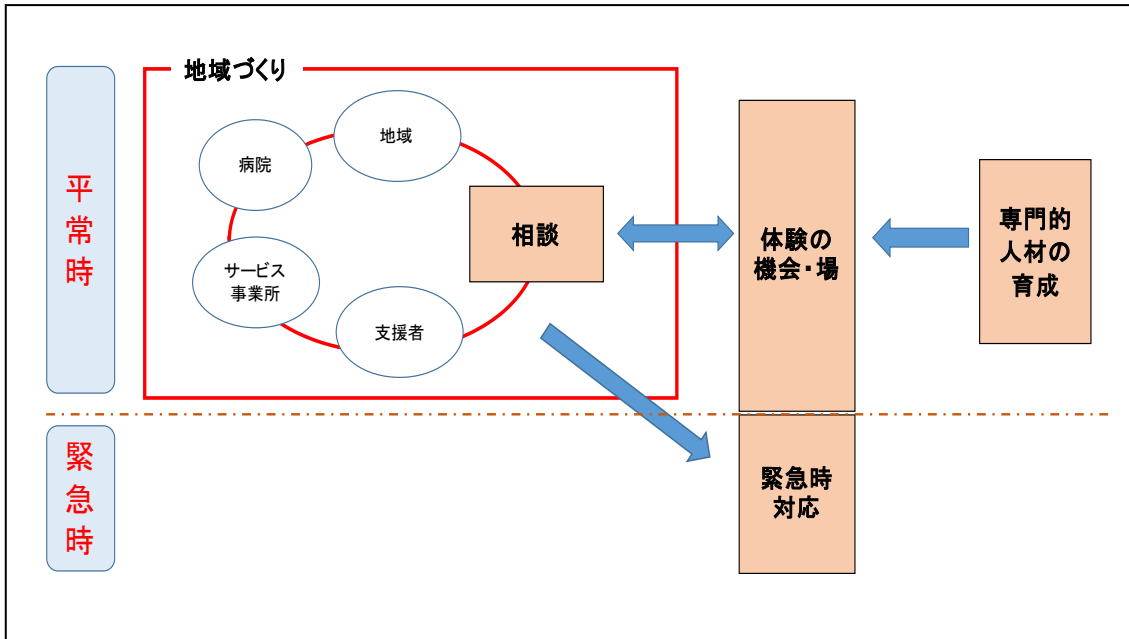
第1回計画推進部会においては、拠点の5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」について協議した。

No	委員からの意見
1	「緊急時」の定義付けが必要。基準が必要。
2	「緊急時」は、親の支援が難しくなったとき、家が火災にあったとき、など？ 天災は「緊急時」なのか？
3	災害とそれ以外は分けて考えるべき。
4	「緊急時」の定義・数値化が必要。その人の生命や他人への危害の可能性がある場合は「緊急時」か？
5	「緊急時」は、キーパーソンにアクシデントが起こったとき、生命の危険が迫っているとき。
6	緊急時対応のためには、緊急時でないときの対応が大切。

- * 各委員の意見より、「緊急時の受け入れ・対応」を整備するためには、
 - ・「緊急時」の定義付けが必要であること
 - ・「緊急時対応のためには、緊急時ではないときの対応が大切」であること以上のことが必要であると言える。
- * 各委員から出された意見のうち、他の拠点において「平常時」に対応すべきものを抽出し、対応できないものが「緊急時の受け入れ」において対応すべきものとして整理する。

【参考】

「緊急時の受け入れ・対応」と他の4つの機能との関係（イメージ図）



2. 「緊急時受け入れ・対応」以外の4つの機能で対応できる課題

「緊急時の受け入れ・対応」を検討する中で出された各委員の意見を、拠点の機能ごとに分類すると以下のようなになる。

(1) 相談

① 「相談」 機能・要件

項目	内容
機能	・ 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う
機能要件	・ コーディネーターを配置する ・ 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に登録した上で、常時の連絡体制を確保する ・ 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う

② 「相談」機能に関する意見

No	委員からの意見
1	福祉サービスを受けていない人の方が心配。
2	事前登録をしていなければ使えないのか？
3	個別ケースとして、緊急時に誰が動くのか決めておくべき。
4	災害や安全な生活ができない状況、逮捕や薬の大量服用など介助者が突然いなくなる状況は予測できない。
5	DV シェルターとの連携、後見人をつける。
6	個別の人に対する支援体制図が必要。
7	支援するには、いろいろなパターンが準備されていたほうがいい。
8	支援のネットワークを作っておく必要がある。
9	緊急時対応が必要な人の把握は、障害者福祉課、基幹、計画相談が担う？
10	その人の「支援体制図」に描かれている人が夜間のコーディネーター。
11	夜間の連絡先（病院・警察等）を決めておく。
12	登録を推奨し、登録した人が対象者。
13	緊急時も念頭に入れて、その人に対する「支援マップ」をつくる。
14	医療的ケアが必要な人に対する緊急時対応について、普段から医療機関に話をしておいた方がいい。
15	緊急になる前に話し合う場を設けるべき。

*各委員の意見から導き出される課題として以下3点。

- ・緊急時対応が必要な障害者の掘り起こし、障害福祉サービスへのつなぎ
- ・支援ネットワークの構築、支援マップの作成
- ・支援者の協議の場

これら課題については、「相談」の機能として検討する。

【参考】既存の社会資源

*相談支援事業所

・事業所数 : 29事業所 (R1.7月現在)

*基幹相談支援センター

・平日 8時30分～17時15分まで : 4ヶ所

*障害者虐待ホットライン

・365日 24時間対応 : 1ヶ所

(2) 体験の機会・場

①「体験の機会・場」機能・要件

項目	内容
機能	・地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
機能要件	・地域移行支援を必要とする方を把握し、共同生活援助等を行う ・親元からの自立等に当たって支援を必要とする方を把握し、一人暮らしの体験の機会・場を提供する ・支援を必要とする方の親亡き後を見据え、共同生活援助等の利用、又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する

②「体験の機会・場」機能に関する意見

No	委員からの意見
1	日頃利用したことがない施設の利用は難しい。
2	新規受入についてはかなり困難、ただ不可能ではない。
3	どの事業所でも体験利用から入る。施設になじむ必要があるため。
4	急な受入の場合は、1週間～10日間に区切って受け入れている。
5	すでに短期入所を利用している人以外の人々の緊急時受入れを検討すべき。
6	普段の利用がない施設では断られる。

*委員の意見から導き出される課題として、

- ・緊急時に備えたグループホーム等の体験利用およびコーディネート
- この課題については、「体験の機会・場」の機能として検討する。

【参考】既存の社会資源

*グループホーム

項目	数	備考
事業所数	57事業所	R1.7月現在
定員	368人	R1.7月現在
利用実績	306人	H30年度月平均
	322人	H30年度最大月
受入れ可能人数	31人	R1.5月調査

* 障害福祉サービス

- ・グループホーム：一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められるものに対し、1回当たり連続30日以内の支給決定ができる。

(3) 専門的人材の確保・養成

① 「専門的人材の確保・養成」 機能・要件

項目	内容
機能	・医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
機能要件	・医療的ケアを必要とする方に対して、専門的な対応を行うことができる体制を確保する、専門的な対応ができる人材を養成する ・行動障害を有する方に対して、専門的な対応を行うことができる体制を確保する、専門的な対応ができる人材を養成する ・高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制を確保する、専門的な対応ができる人材を養成する

② 「専門的人材の確保・養成」に関する意見

No	委員からの意見
1	車イスの人は、一般の建物に避難できるのではないか。行動障害は難しい。

*委員の意見から導き出される課題として、

- ・行動障害等に対応できる実践的な専門的人材の育成

この課題については、「専門的人材の確保・養成」の機能として検討する。

【参考】既存の社会資源

* 専門的な対応体制または専門的な対応ができる人材養成

項目	内容
医療的ケア	・重心分科会（病院、訪看、学校、福祉事業所等） ・重症心身障害児者支援事業（障害者福祉課の主要施策）
行動障害	・強度行動障害支援者研修満了者を配置：入所施設7施設 ・強度行動障害支援者養成研修（基幹相談センター実施）

高齢化に伴う重度化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス：重度訪問介護 重度訪問介護事業所：45事業所（R1.7月現在）
-----------	--

（４）地域の体制づくり

①「地域の体制づくり」 機能・要件

項目	内容
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを配置する ・地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保する ・地域の社会資源の連携体制を構築する （地域の課題や支援困難事例等について検討する場を定期的に設けるなど）

②「地域の体制づくり」に関する意見

No	委員からの意見
1	地域ぐるみで対応しないといけない。特に盲ろうの人。
2	「見守りネットワーク」が一番「地域ぐるみ」に近い。
3	専門職だけで考えてしまうと、専門職以外の人に関わることができなくなる。

*各委員の意見から導き出される課題として、

・地域で支える仕組みづくりの検討

この課題については、「地域の体制づくり」として検討する。

【参考】既存の社会資源

項目	内容	
地域生活支援協議会 全体会議	・会員構成	・保健、医療、福祉、雇用、学識経験者等
	・目的	・地域の実情や、各部会からの報告を受けて、地域課題等を確認し、市へ報告や提案を行う。
地域生活支援協議会 施策推進部会	・会員構成	・各分科会の正、副会長
	・目的	・地域における障害者等への支援体制に関する課題を整理し、社会資源を活用する方法や連携についての仕組みづくり等を協議す

		る。
施策推進部会 ・こども分科会	・会員構成	・障害児サービス事業所、教育関係機関
	・目的	・障害児に対する支援体制の課題、対応策について協議する。
施策推進部会 ・おとな分科会	・会員構成	・障害福祉サービス事業所、就労関係機関
	・目的	・障害者に対する支援体制の課題、対応策について協議する。
施策推進部会 ・当事者分科会	・会員構成	・各障害当事者
	・目的	・当事者から見た支援のあり方や社会参加について話し合う。
施策推進部会 ・重心分科会	・会員構成	・病院、訪看、学校、福祉事業所等
	・目的	・医療的ケアを含む重症心身障害児者及びその家族の方が、地域で安心して暮らしていくことができるために、地域における課題を解決するための方法を協議する。
施策推進部会 ・相談分科会	・会員構成	・市内の相談支援事業所
	・目的	・相談支援専門員のスキルアップ、情報連携を図る。
地域生活支援協議会 権利擁護部会	・会員構成	・保健、医療、福祉、教育、弁護士会等
	・目的	・地域における障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みづくりについて検討する。
地域生活支援協議会 地域包括ケアシステム検討部会	・会員構成	・訪看、医療、相談支援事業所、福祉等
	・目的	・精神障害者が地域の一員として、地域で安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議する。

3. 「緊急時受け入れ・対応」を整備するための課題

各委員の意見のうち、他の拠点機能において対応できないものとしては、以下のとおりである。

No	委員からの意見
1	コーディネーターがつなぐ場所が必要。
2	コーディネーターが所属する組織の中に、緊急時か否かを判断できる他の職員が必要。

3	自組織にベットを持っている施設が必要。
4	空いている施設の情報を常に把握する必要がある。
5	空き状況の把握をどこかが担う必要がある。
6	現段階でできることを把握する必要がある。現在ある社会資源の洗い出しが必要。
7	社会福祉法人等に協力を依頼するにしても、資金面の援助は必要。

* 上記意見が、他の拠点機能では解決できない課題であり、「緊急時の受け入れ・対応」を整備するにあたり必要なものといえる。

【検討課題】

* 「緊急時の受け入れ・対応」を担う場所について

- ① どのような場所が考えられるか（既存の社会福祉サービス事業所の中で）
- ② 空き状況の情報は誰が把握するのか
- ③ 緊急時の判断は誰が行うのか

【参考】

* 1 地域生活支援拠点等の整備にかかる意向調査（令和元年7月実施）

No	意向質問	拠点機能	質問
1	サービスのコーディネーターや相談等を支援する役割	相談	3 法人
2	介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に障害者を受け入れる役割	緊急時の受け入れ	5 法人
3	上記2の緊急時に、受け入れ施設をつなぐ役割	緊急時の受け入れ	4 法人
4	地域移行や親元からの自立等に当たって、一人暮らしの体験の機会を提供する役割	体験の機会・場	10 法人
5	上記4の体験の機会を提供するにあたり、受け入れ施設につなぐ役割	体験の機会・場	4 法人